

報告第 6 号

小城市社会教育委員の委嘱について

このことについて、別紙のとおり報告する。

令和 6 年 5 月 23 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

報告理由

小城市社会教育委員の委嘱について、小城市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 2 条第 2 項の規定により臨時代理したので、同条第 3 項の規定により報告する。

(別紙)

小城市社会教育委員名簿

氏 名	役職及び所属団体等	任 期
西村 雪彦	小城市校長会	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日
平石 義治	小城市校長会	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日
嶋田 由衣	小城市PTA連絡協議会	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日

社会教育法

(社会教育委員の設置)

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

小城市社会教育委員条例

(定数及び構成)

第2条 委員の定数は、12人以内とする。

2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者

のうちから、小城市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

小城市社会教育委員名簿

番号	氏 名	役職及び所属団体等	任 期
1	小柳 容子	学識経験者	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日
2	山口 俊幸	学識経験者	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日
3	高岸 巖	学識経験者	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日
4	相浦 充子	学識経験者	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日
5	長崎 兼治	学識経験者	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日
6	山口 昌子	学識経験者	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日
7	南里 ひろ子	学識経験者	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日
8	松永 奈緒子	学識経験者	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日
9	西村 雪彦	小城市校長会	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日
10	平石 義治	小城市校長会	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日
11	北島 みゆき	小城市PTA連絡協議会	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日
12	嶋田 由衣	小城市PTA連絡協議会	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日